

特定工場新設等のための工事の日程

工事日程には必ず月・日を記入すること。

年 月 工事の種類		工 事 の 日 程									
		10年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 11月	年 12月	年 1月	年 2月	年 3月	年 4月
造成（埋立）工事											
生産施設の設置工事											
施設の名称		8/20		←————→				12/20	1/10	生産開始	
施設番号											
第1製造工場											
セー1											
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称											
施設番号											
その他の主要施設の設置工事											
		環境施設・緑地の設置は 原則として生産施設の生産開始の日までに 完了するようにすること。									

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記してください。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類の欄に明記してください。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。